

令和8年度以降の新規閲覧機関への 対応方針について—(案)—



<システム概要>

情報閲覧機関が情報開示医療機関での検査、処方、診療記録等の診療情報を患者（同意の得られた情報に限り）ごとにインターネット等ネットワーク（関連する安全管理ガイドラインに準拠し、セキュリティを強固なものとし、情報漏えいの防止を各省庁ガイドライン準拠）を經由し、当該患者について、連携する情報開示医療機関が保有する診療情報を、患者・医療機関毎に時系列で閲覧できるシステムです。

なお、本システムは、**令和8年度診療報酬改定にて新設された電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準**を満たしています。

令和8年4月

取扱規程案について（第95回部会にて協議）

端末の取扱規程（ふくいメディカルネット）

- 所有権の移行：令和8年度以降に協議会にて斡旋する端末の所有権は、参加機関に帰属。それ以前の端末は協議会に属する。
- 費用負担の原則：端末の購入費用は原則として全額参加機関の負担とする。
- セットアップ費用：初回導入や一斉更新時は協議会が負担。しかし、個別の故障や交換に伴う再セットアップは参加機関の負担とする。
- 管理責任：端末の保管、セキュリティ対策、故障対応は、所有者である参加機関が責任を持って実施する。
- 禁止事項：システム運用に支障を及ぼす設定変更や、セキュリティリスクを生じさせる目的外利用は禁止。

ふくいメディカルネット端末：令和8年度からの運用・費用ガイド

本ガイドは「ふくいメディカルネット端末の取扱規程（案）」に基づき、システム利用端末の購入・セットアップ・維持管理に関する責任分担をまとめたものです。特に令和8年度（2026年度）を境に変化する所有権の扱いに重点を置いています。

令和8年度以降の所有権と導入コスト

令和8年度以降、端末の所有権は「参加機関」に帰属



令和8年度以降に購入した端末は機関の資産となり、退会時の返却も不要です。

端末購入費用は「全額参加機関」の負担



各機関



端末購入

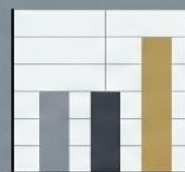
年度初めの新規導入や年度途中の追加に関わらず、購入費は各機関が負担します。



初回セットアップ費用は「協議会」が負担

VPN設定やソフト導入など、利用開始に必要な初期費用は原則協議会が負担します。

運用・更新時の費用と管理責任



リプレース費用：一斉更新時のみセットアップ費無料

一斉更新



協議会が指定する年度初めの一斉更新以外は、セットアップ費も機関負担となります。

個別対応



故障・紛失時の再セットアップは「実費負担」



機関側の都合やトラブルによる再設定費用は、その時点の時価で機関が負担します。



セキュリティおよび保守は「所有者」の義務

端末の保管、セキュリティ対策、故障対応は、所有者である各機関の責任です。

項目	令和8年度以前の参加機関	令和8年度以降の新規/リプレース
🌐 端末の所有権	協議会に帰属	参加機関に帰属（返却不要）
📁 セットアップ費（一斉更新）	協議会負担	協議会負担
📁 セットアップ費（個別対応）	参加機関負担	参加機関負担

今後の導入スケジュール

		4月			5月			6月			7月			8月			
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
協議会にて一括にて端末を手配	事務局																
	事務局																
	事務局																
	事務局																
	事務局																
	入札会社																
	セットアップ																
	事務局																
	事務局																
	入札会社																
閲覧機関																	



イニシャルコスト

- ・ 閲覧端末（約15万円（税抜））：導入機関にて負担
- ・ セットアップ費用（約4万円（税抜））：協議会にて負担

ランニングコスト

- ・ ふくい医療情報連携システム運営協議会会則 第10条（会費）に規程に基づき会費を納入しなければいけないと定められている。

⇒ 会費 3,000円/月（税込）

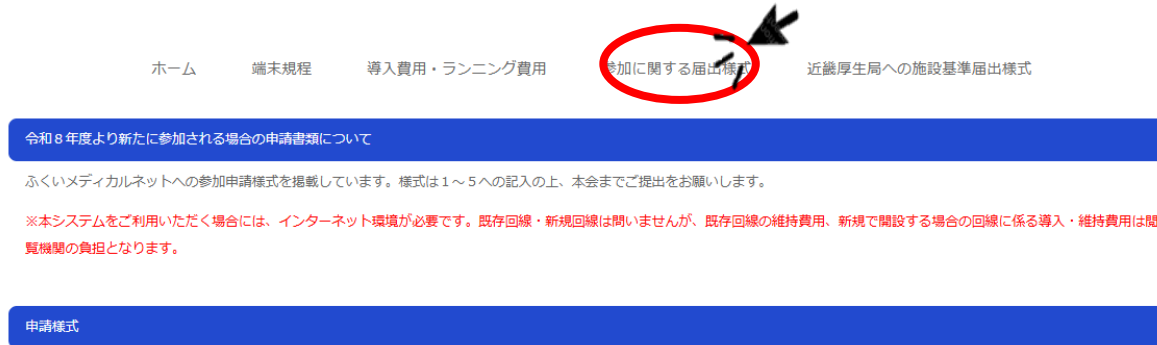
※ 年度一括払い（年間3.6万円（税込））

※ 年度途中で「ネットワーク」に参加された場合には、利用月からの月割計算での費用となります。

申請方法等

以下のサイトより様式1～5をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、協議会宛にご申請ください。**申請期間は令和8年5月29日（金）迄**となります。

専用サイト：https://www.fukui.med.or.jp/fukuimedical-net/de_jkasan/



- (1) 入会申込書兼参加申込書【閲覧医療機関用】（様式1）
- (2) 利用者一覧表（様式2） ※利用者IDの8桁は任意の数字
- (3) 参加同意書兼誓約書（様式3）
- (4) 接続機器確認書（様式4）
- (5) 設置工事に関する事前調査シート（様式5）

本システムをご利用いただく場合には、インターネット環境が必要です。既存回線・新規回線は問いませんが、既存回線の維持費用、新規で開設する場合の回線に係る導入・維持費用は閲覧機関の負担となります。

【申請先】

〒910-0001 福井市大願寺3-4-10
ふくいメディカルネット事務局（福井県医師会内）宛
TEL 0776-24-0387 FAX 0776-21-6641

参加募集案内について（医療機関用）

ホームページへ掲載

事務連絡
令和8年4月28日

病・医院長 様

ふくい医療情報連携システム運営協議会
(公印省略)

「ふくいメディカルネット」における参加機関の募集について（依頼）

謹啓 青葉の候 ますますご清栄のことと存じます。
平素は、本協議会の事業に種々ご支援・ご協力を賜っておりますこと有り難く厚くお礼申し上げます。
さて、平成26年4月から運用を開始しております「ふくいメディカルネット」につきましては、12年間運用を致しておりますが、大きなトラブルならびに個人情報の漏洩などもなく、順調に運用がなされています。

また、現在、約11.4万名の患者登録がなされ、利用機関において日常診療の中で大きな役割に担う重要なツールの一つとなっています。
現在、令和8年度診療報酬改定（R8.6改定）において、「電子的診療情報連携体制整備加算」が新設され、施設基準に本システムへの参加の有無が条件として追記されました。
メディカルネットは本項目に準拠したシステムであり、本加算を算定される場合には本ネットワークへのご参加を是非ご検討いただければと存じます。
なお、利用の際には専用端末が必要となり、下記の留意事項をご参考とし、お申込みをいただければと存じます。（初期セットアップ費が協議会にて負担をします）

謹白

記

【留意事項】

1. 本システムの利用では、協議会指定の端末（自己負担）を使用すること
2. 受付期間：令和8年5月29日（金）まで
3. 申請方法
別紙様式1、2、3、4、5を事務局まで受付期間内に郵送する。
4. イニシャルコスト・ランニングコスト等

①システム導入費（イニシャルコスト）

- ・端末1台（協議会指定端末） 約15万円（税込）自院にて負担
- ・セットアップ費 協議会にて負担

②運用費（ランニングコスト）

- ・システム利用費（会費/1ライセンス）：3.6万円/年（3000円/月）税込
- ③本システムに参加された場合、ふくいみまもりSNS（ソーシャルワークネットワーク）機能は無料で利用することができます（別途、利用申請書必要）

5. 専用ホームページ https://www.fukui_med.or.jp/fukuimedical-net/de_ikasan/
6. 運用管理規程、セキュリティポリシーはホームページをご参照ください。
URL：https://www.fukui_med.or.jp/fukuimedical-net/

本システムをご利用いただく場合には、インターネット環境が必要になります。既存回線・新規回線は問いませんが、既存回線の維持費用、新規で開設する場合の回線に係る導入・維持費用は関係機関の負担となります。

＜システム概要＞
閲覧医療機関が情報開示医療機関での検査、処方、診療記録等の診療情報を患者（同意の得られた情報に限り）ごとにインターネット等ネットワーク（関連する安全管理ガイドラインに準拠し、セキュリティを強化したものとし、情報漏えいの防止を各省庁ガイドライン準拠）を経由して、当該患者について、連携する情報開示医療機関が保有する診療情報を、患者・医療機関毎に時系列で閲覧できるシステムです。

令和8年度診療報酬改定 Ⅲ-3 医療DXやICT連携を活用する医療機関・薬局の体制の科等-①

電子的診療情報連携体制整備加算の新設②

電子カルテ診療情報連携体制整備加算の新設②

【施設基準】（電子的診療情報連携体制整備加算）	電子的診療情報連携体制整備加算1	(1)～(10)の全て
(1) オンライン請求を行っていること。	電子的診療情報連携体制整備加算2	(1)～(7)の全てかつ
(2) 診療報酬明細書を患者に提供し交付していること。	電子カルテ診療情報連携体制整備加算1	(8)～(10)のいずれか
(3) オンライン真像確認を行う体制を有していること。	電子的診療情報連携体制整備加算3	(1)～(7)の全て
(4) 医師又は歯科医師が、オンライン真像確認システムを利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、手術室又は処置室等に於いて、閲覧又は活用できる体制を有していること。	電子カルテ診療情報連携体制整備加算2	
(5) マイナ健康履歴活用率が、30%以上であること。		
(6) マイナポータルの医療情報等に結びつき、患者からの健康情報に係る相談に応じる体制を有していること。		
(7) 納税番号発行に関する事項、医療DX推進の体制に関する事項等について、当該関係医療機関の見やすい場所及びウェブサイトに掲載していること。		
(8) 電子処方箋を実施する体制又は類似した薬剤に関する情報を電子処方箋システムに登録する体制を有していること。		
(9) 以下のアからウの全て又はエを満たす電子カルテを有していること。		
ア 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制であること。		
イ 電子処方箋サービスとの接続インターフェースを有していること。		
ウ 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。		
エ 厚生労働省が定める電子カルテ規格であること。		
(10) アからイのいずれか及びアとエを満たすこと。		
ア 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有していること。		
イ 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は取扱い可能なネットワークであったり、以下の(イ)から(ロ)の全てを満たすものを活用する体制を有していること。		
(イ) 当該ネットワークに参加している関係医療機関の数が10以上であり、そのうち診療情報を開示している機関の数が2以上であること。		
(ロ) 登録患者数が1,000人以上であること又は新規登録数が年間100人以上であること。		
(ハ) 当該ネットワークの運営主体が連携している医療機関及び登録患者数をウェブサイトで公表していること。		
(ニ) 診療情報提供料(1)の取置・医療情報提供加算又は電子的診療情報提供料の取置標準を届け出ていること。		
ウイに規定するネットワークに参加していること及び医療に患者の情報を共有している実績のある関係医療機関の名称について、当該関係医療機関の見やすい場所に掲載していること。		

※なお、近畿厚生局への施設基準の届出様式の記載例については、近々にふくいメディカルネット上のホームページ上に掲載予定です。

＜運営協議会事務局（県医師会内）＞

〒910-0001 福井市大願寺 3-4-10
TEL 0776-24-0387
FAX 0776-21-6641